



医政研発 0626 第 1 号  
令和 2 年 6 月 26 日

各 

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 都 | 道 | 府 | 県 |
| 保 | 健 | 所 | 設 |
| 特 | 別 | 区 | 市 |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局  
研究開発振興課長  
（公印省略）

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて」の一部改正について

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 110 号）に基づく適正な業務の実施に当たっての留意事項等については、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて」（平成 26 年 10 月 31 日付け医政研発 1031 第 1 号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知。以下「平成 26 年通知」という。）によりお示ししているところです。

今般、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 131 号）が令和 2 年 6 月 26 日付けで公布され、同日付けで施行されたことに伴い、平成 26 年通知の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、令和 2 年 6 月 26 日より適用することとしましたので通知します。

ご了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきようご配慮をお願いします。

